

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2026/3/2 号 (No. 681)

=====

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】  
ジェットロ・北京事務所は、「商標拒絶査定不服審判の証拠に関する Q&A」に関する記事を作成しました。  
本記事は、2025 年 12 月 31 日に国家知識産権局（CNIPA）が公表した「商標拒絶査定不服審判の証拠に関する Q&A」を紹介するものです。

○【北京発中国 IP 情報】「商標拒絶査定不服審判の証拠に関する Q&A」を公表  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/pdf/report\\_20260129.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20260129.pdf)

○【北京発中国 IP 情報】知財関係法規の和訳掲載のお知らせ  
以下の知財関係法規について和訳を作成し、弊所 HP に掲載しました。

ライブコマース監督管理弁法  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/section.html>

オンライン取引プラットフォーム規則監督管理弁法  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/section.html>

★上記記事に関するお問い合わせ先  
ジェットロ・北京事務所 知的財産部  
Tel: +010-6528-2781、E-mail: [pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

=====

○ 法律・法規等

1. 中国、特許の優先審査制度を拡充へ 改正案を公表し意見募集開始(国家知識産権網 2026 年 2 月 26 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、商標審査会議を開催 第 15 次五カ年活動計画策定へ(中国保護知識産権網 2026 年 2 月 26 日)

2. 国家知識産権局、代理業界の処分 20 件を公表 直近 1 か月で 45 件(中国知識産権資訊網 2026 年 2 月 16 日)

3. 国家市場監督管理総局、プラットフォーム経済分野の規範化を推進(国家市場監督総局公式サイト 2026 年 2 月 14 日)

4. 中国、科技サービス業の国家標準拡充 研究開発から知財まで規格化(中国保護知識産権網 2026 年 2 月 13 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海、文化財データの知財登録を試行 データ流通を後押し(中国知識産権资讯网 2026年2月24日)
2. 陶磁器産地で広域知財連携始動 景德鎮など9拠点が協力(国家知識産権網 2026年2月14日)
3. 浙江・四川、化学産業データ知財 AI センターを杭州で設立(国家知識産権網 2026年2月13日)
4. 江蘇省、AI と知財の「双方向エンパワーメント行動計画」を公表(国家知識産権網 2026年2月12日)
5. 浙江省、データ知財改革の2026年活動計画を公表(国家知識産権網 2026年2月12日)

【華南地域】

6. 広東省、データ知財制度を本格整備 登録から価値実現まで一体推進(中国知識産権资讯网 2026年2月12日)

○ 司法関連の動き

1. 最高検察院、技術調査官制度導入から1年 技術事件で活用進む(最高人民検察院公式サイト 2026年2月24日)
2. 新疆・バインゴリン自治州、知財保護で司法・行政が連携強化 情報共有体制を整備(最高人民法院公式サイト 2026年2月12日)
3. 「JOMOO 九牧」侵害訴訟、福建高裁が600万元の賠償命令 周知商標への便乗に厳罰(中国知識産権资讯网 2026年2月11日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 文創ブームの陰で著作権侵害深刻化 最高検、AI 関連事件にも対応強化(最高人民検察院公式サイト 2026年2月24日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中央企業の研究開発投資が1.1兆元 4年連続で1兆元超(中国政府網 2026年2月19日)
2. 北京・天津・河北、「双五星」特許技術リスト公表 中小企業とのマッチング促進(国家知識産権戦略網 2026年2月13日)

○ 統計関連

1. 高価値特許229万件、7割が戦略的新興産業 技術基盤強化が進展(中国政府網 2026年2月26日)
2. 特許集約型産業がGDPの12.7%に 重慶、知財活用で成長加速(国家知識産権網 2026年2月12日)
3. 中国の研究開発費3.9兆元超 R&D 比率2.8%でOECD平均上回る(中国政府網 2026年2月10日)

日)

---

---

**●ニュース本文**

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

**○ 法律・法規等****★★★1. 中国、特許の優先審査制度を拡充へ 改正案を公表し意見募集開始★★★**

中国国家知識産権局はこのほど、特許優先審査制度を一層充実させるため、「特許優先審査管理弁法」の改正案（意見募集稿）を取りまとめ、公式ウェブサイトで公表した。本改正により、国家戦略や経済・社会の発展ニーズに対し、よりの確かかつ迅速に対応し、革新的な技術成果の早期権利化を通じて産業競争力の向上を図る方針である。

今回の改正案とその修正内容に関する詳細な説明文書はすでに同局サイトで公開されている。企業、関係団体、一般市民など幅広い層から意見を求めている。意見提出の締め切りは2026年3月30日で、指定された電子メールアドレス（[shenchazc@cnipa.gov.cn](mailto:shenchazc@cnipa.gov.cn)）での提出が可能である。

同局は、広く寄せられた意見を参考に最終案を決定する予定であり、特許制度の運用改善を通じて、イノベーション主導型の発展戦略を知的財産面から強力に支えていく方針を示している。

（出典：国家知識産権網 2026年2月26日）

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/26/art\\_75\\_204766.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/26/art_75_204766.html)

**○ 中央政府の動き****★★★1. 国家知識産権局、商標審査会議を開催 第15次五カ年活動計画策定へ★★★**

中国国家知識産権局はこのほど、北京で商標審査審理業務に関する会議を開催した。同局党組メンバーで副局長の張志成氏が出席し演説した。

会議では第14次五か年計画期間（2021～2025年）における商標審査・審理の成果および2025年の取組状況を総括するとともに、2026年の重点課題を打ち出した。

今後は、第15次五カ年活動計画の策定を進めるほか、業務の質と効率の向上を引き続き図る。また、法改正への対応を着実に進め、業務管理体制の見直しや悪意ある商標出願への対策強化、審査体制の整備などに取り組む方針である。これにより、経済と社会の発展を支える知財行政の役割を強化するとしている。

（出典：中国保護知識産権網 2026年2月26日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202602/1995242.html>

**★★★2. 国家知識産権局、代理業界の処分20件を公表 直近1か月で45件★★★**

中国国家知識産権局は2月13日と14日に行政処分および認可取消に関する決定書20件を公表した。これに先立ち公表済みのものを含めると、直近1か月で計45件の処分を行ったことになる。知

的財産代理業界に対する是正の動きが強まっている。

今回公表された 20 件の内訳は、代理機関に対しては 11 社の営業許可を取り消し、4 社の営業許可証を撤回したほか、1 社に対し 12 カ月間、別の 1 社に対し 6 カ月間、新規の特許代理業務の受任停止を命じた。

個人に対しては、専利代理師（弁理士）2 人の資格証を取り消し、1 人に対し 12 カ月間、新規代理業務の受任停止を命じた。処分を受けた代理機関および個人はいずれも、市場監督管理当局の重大違法・信用失墜リストに登録された。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 2 月 16 日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=145568](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145568)

### ★★★3. 国家市場監督管理総局、プラットフォーム経済分野の規範化を推進★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は 13 日、「インターネット・プラットフォーム独占禁止法遵守ガイドライン」を公表した。プラットフォーム事業者に対し、より明確で分かりやすい行動基準を示すことで、独占禁止の日常的な監視管理制度を一層整備し、イノベーションと健全な発展を促進することを目的としている。

これまでの執行実務では、インターネットプラットフォームは独特の競争特性と法則を有し、独占行為の類型や態様、競争への影響の現れ方などが伝統的分野とは一定の差異を持つことが明らかになっている。さらに、プラットフォーム経済では新業態・新ビジネスモデルが次々と登場し、競争行為は複雑化している。こうした中、事業者側からは独占リスクの的確な把握や行為の境界線の明確化を求める声が高まっていた。

本ガイドラインは全 5 章 38 条からなり、プラットフォームに関わる独占リスクの識別、リスク管理、コンプライアンス確保の仕組みなどについて体系的に定めた。具体的には四種類の独占リスク（独占合意、市場支配的地位の濫用など）を識別する際の考慮要素を細分化するとともに、独占禁止コンプライアンス上の有効なリスク管理措置を列挙し、社内統制や保障メカニズムの整備についても方向性を示した。

SAMR は、明確なルール提示を通じて事業者の予見可能性を高め、公正で秩序ある競争環境の形成につなげたいとしている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026 年 2 月 14 日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2026/art\\_24c375548c7f46f29bca305b3e9e2ee7.html](https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2026/art_24c375548c7f46f29bca305b3e9e2ee7.html)

### ★★★4. 中国、科技サービス業の国家標準拡充 研究開発から知財まで規格化★★★

中国工業情報化部、科学技術部など 5 部門はこのほど、「科技サービス業標準体系構築ガイドライン（2025 年版）」を共同で策定・公表した。標準化を通じて科学技術サービス業の質の高い発展を支え、産業競争力の向上を図るのが目的である。

ガイドラインは、2027 年までに科学技術サービス業に関する国家標準・業界標準を 40 項目以上新たに策定し、高品質な発展を支える標準体系をおおむね整備する目標を掲げた。あわせて、1,000 社

以上の企業を対象に標準の普及・徹底を進める。さらに、2030年までには新規標準を80項目以上に拡大し、標準体系を基本的に完成させる方針である。

標準体系は「基礎・汎用」「重点分野」「管理・保証」の三層構造で構成する。中核となる「重点分野」では、研究開発サービス、技術移転・成果の実用化支援、企業インキュベーション、技術普及、知的財産サービス、科学技術コンサルティングなどを対象に具体的な標準を整備する。

工業・情報化部は今後、標準化関連の技術組織間の連携を強化し、産学官の関係主体を束ねて産業ニーズに即した標準の共同策定を推進する方針である。あわせて人材育成体制を整備し、専門機関による研修を支援することで、標準化に携わる人材の能力向上を図るとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2026年2月13日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202602/1995214.html>

## ○ 地方政府の動き

### 【華東地域】

#### ★★★1. 上海、文化財データの知財登録を試行 データ流通を後押し★★★

上海市知識産権局はこのほど、国家文物局中国文物交流センター（以下、交流センター）と戦略協力協定を締結し、文化財分野におけるデータ製品の知的財産登録の試行事業を開始した。文化データ製品を対象に、知的財産登録、資産計上に関する登録、公共文化データ資源登録を一体的に扱う「三証合一」サービスを提供する。あわせて、インターネット上のモニタリングや権利保護サービスも展開し、文化データの適正な流通環境を整備する。

両者は国有文化データの総合サービスプラットフォームを共同で構築する。同プラットフォームは「中国文化財保護ブロックチェーン」を基盤とし、上海を拠点に全国の博物館、観光機関、無形文化遺産関連団体、文化芸術品分野の事業者などにサービスを提供する計画である。さらに、文化データの流通・取引を支援する専用プラットフォームも整備する。

交流センターは、流通・取引の対象となるデータ製品について事前のコンプライアンス審査制度を設け、関連する知的財産登録の適法性を確認する仕組みを構築する。一方、上海市知識産権局は、各種データ取引機関や金融機関、保険機関との連携を生かし、文化データの流通に向けたマッチングや支援サービスを提供する。

また、交流センターは「中国文化財保護ブロックチェーン」上にデータ製品知財登録の専用窓口を設置し、展示会などを通じて制度の周知を図る。上海市知的財産サービスセンターは専門家チームを組織し、文化関連企業に対する制度説明や研修を実施する。

両者は今後、文化分野におけるデータ製品の登録・活用・保護の特性を体系的に整理し、他分野への横展開も視野に入れながら、制度モデルの確立を目指す考えである。

(出典：中国知識産権資訊網 2026年2月24日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=145586](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145586)

#### ★★★2. 陶磁器産地で広域知財連携始動 景德鎮など9拠点が協力★★★

江西省知識産権局の指導の下、景德鎮市知識産権保護センターが中心となり、広東省仏山市、山東省淄博市、河北省唐山市などの知財保護センターが参加する広域連携ネットワークが始動した。

新たに設立された「陶磁器産地・広域知財迅速協同保護連盟」は、全国の主要陶磁器産地を横断的に結ぶ枠組みである。地域をまたぐ紛争の迅速処理をはじめ、技術判断に関する意見の相互承認、専門人材の共有などを柱とする。とりわけ陶磁器の意匠権侵害に関する行政裁決では、処理期間を法定期限の50%まで短縮することを目標に掲げる。

また、ブロックチェーンやビッグデータを活用した証拠保全や監視体制の整備、重大案件の定期協議、海外での知財紛争対応支援なども進める。悪質な違法主体に関する情報共有や、地域横断の信用監視も盛り込んだ。

江西省ではこれに先立ち、景德鎮と福建省徳化の両センターがオンライン審理を通じて広域の陶磁器知財侵害事件を処理した実績がある。今回の連携は、産地それぞれの保護から広域協調へと枠組みを広げる動きの一環と位置付けられる。今後は陶磁器分野をモデルに、他の重点産業にも広域協同保護の仕組みを拡大する方針だ。

(出典：国家知識産権網 2026年2月14日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/14/art\\_57\\_204683.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/14/art_57_204683.html)

### ★★★3. 浙江・四川、化学産業データ知財 AI センターを杭州で設立★★★

浙江省と四川省はこのほど、化学産業分野を対象とする「化工産業データ知的財産権人工知能イノベーションセンター」を浙江省杭州市で設立した。データ要素と知的財産の融合活用や、地域をまたぐ連携強化を目的とする。

両省は今後、データ知的財産の広域流通や活用シーンの創出、関連エコシステムの整備、金融分野での活用などで協力を進める。資源共有や制度面の連動を通じて、データの海外展開、知的財産保護、人工知能の産業応用を組み合わせた取り組みを模索する。

今回の連携は、国家レベルで進むデータ要素の市場化改革や知的財産政策に対応する動きの一環と位置付けられる。両省は、データと知財の統合活用モデルを構築し、制度整備やデータ市場の発展に向けた実証を進める方針だ。

(出典：国家知識産権網 2026年2月13日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/13/art\\_57\\_204671.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/13/art_57_204671.html)

### ★★★4. 江蘇省、AI と知財の「双方向エンパワーメント行動計画」を公表★★★

江蘇省知識産権局は2月9日、「人工知能と知的財産の双方向エンパワーメント行動方案（2026～2030年）」を公表した。人工知能（AI）と知的財産の相互活用を主題とする専門計画は全国で初めてである。

同方案は「人工知能+」政策の方針に沿い、7分野23項目の施策を盛り込んだ。AI産業における知財保護の強化や知財サービスの効率化を進めるほか、双方向の協調や応用シーン重視の枠組みを整備し、AIと知財の連携を制度面から後押しする。

具体的には要素保障、特許戦略、成果の事業化、ブランド構築、権利侵害対策の5分野を軸に、AIの発展に対応したデータ知財保護ルールの整備を図る。また、応用分野を起点に知財業務のデジタル化を推進し、信頼性の高いデータ空間の構築や、国内外の知財データと外部データを統合したガバナンス体制の整備を掲げた。

同日には、施策実行の中核拠点として「江蘇知的財産権数智イノベーション・エンパワーメント・センター」も設立した。江蘇省は本計画を通じて、AI産業の高度化と新質生産力の育成を一体的に進める方針である。

(出典：国家知識産権網 2026年2月12日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/12/art\\_57\\_204648.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/12/art_57_204648.html)

### ★★★5. 浙江省、データ知財改革の2026年活動計画を公表★★★

浙江省知識産権局と浙江省市場监督管理局はこのほど、「2026年浙江省データ知的財産改革活動方案」を共同で公表した。データの活用促進と価値創出を目的とし、制度整備や産業育成などを柱に改革を進める。

同方案は、制度整備、産業育成、価値転換、基盤強化の4分野で計34項目の重点施策を打ち出した。立法に向けた調査研究や中央・地方の連携審査、関連標準の策定、他省との保護協力体制の構築など制度面の整備を進める。また、重点分野におけるデータ成果の掘り起こし、24の産業モデルの育成、効率的かつ低コスト型の応用事例100件の創出など、実装面での具体策も盛り込んだ。

さらに、人工知能(AI)との融合活用や金融分野での応用拡大、データの越境流通に関する実証を通じ、データ知財の価値化を後押しする。プラットフォーム機能の高度化、人材育成、普及啓発といった支援策もあわせて展開する。

数値目標としては、年末までにデータ知的財産の累計登録件数を3万5000件以上とし、活用額を200億元超(1元は約22.7円)に引き上げる方針を明示した。関連企業の売上高がデジタル経済の中核産業に占める比率を15%以上とする目標も掲げる。

浙江省は今後、政策間の連携強化や地域レベルでの実証、モデル事例の選定を通じて施策を具体化し、データ知財とデジタル経済、AI産業との連携強化を一段と進める考えである。

(出典：国家知識産権網 2026年2月12日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/12/art\\_57\\_204645.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/12/art_57_204645.html)

### 【華南地域】

### ★★★6. 広東省、データ知財制度を本格整備 登録から価値実現まで一体推進★★★

広東省は2022年以降、データ知的財産に関する試行事業を進め、ルール整備や登録制度の構築、保護と活用の強化に取り組んできた。制度基盤の整備と運用体制の拡充が着実に進んでいる。

今年1月末時点で、データ知財の審査官は130人に増員され、登録申請件数は6199件、証書発行は4244件に達した。登録対象となったデータは累計386億件に上る。さらに、データ知財を担保とする質権設定の登録は31件に及び、そのうち14件が実際の取引や保険契約の成立につながるなど、

金融分野での活用も動き始めている。

制度面では、「広東省市場監督管理局(知識産権局)データ知的財産権保護・活用3年行動計画(2024～2026年)」をはじめ、登録ガイドラインや価値評価ガイドライン(試行)を順次公表した。これを踏まえ、総合計画1本、業務指針2本、三層構造の管理制度から成る登録・活用体系をほぼ整備し、制度の標準化と規範化を進めている。

今後は国家知識産権局の方針に沿って試行事業をさらに深化させる。省のデータ知財プラットフォームと国家審査プラットフォームとの接続を進め、登録件数の拡大と質の向上を図るとともに、活用場面の拡充や供給能力の強化を通じ、登録から保護、さらには価値実現までを一体的に推進する構えである。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年2月12日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=145543](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145543)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 最高検察院、技術調査官制度導入から1年 技術事件で活用進む★★★

2月24日、最高人民検察院知的財産検察庁の劉太宗副庁長は、同院のインタビュー企画において、知財事件への対応強化に向け、技術調査官制度の司法実務での活用を積極的に進めていると明らかにした。

知的財産事件は専門性・技術性が高く、複雑で高度な技術問題を伴うことが多い。こうした「技術的障壁」に対応するため、最高検は昨年1月、技術調査官制度を創設し、機械、化学、生物、医学、電子通信などの分野から第1期として60名を任命した。

過去1年間、技術調査官は特許、営業秘密、植物新品種、コンピュータソフトウェアなどに関わる難度の高い事件において、専門的審査意見を提供してきた。また、各地の検察機関に対し、技術調査官、特別招請検察官補助者、専門家論証などの補助制度の整備を指導し、複雑な技術事件への対応力向上を図っている。

さらに、制度の実効性を高めるため、行政機関や裁判所との連携、地域を越えた検察協力も進めている。例えば、北京・天津・河北地域では技術調査官の共有メカニズムを構築し、相互活用を実施している。天津市の検察機関が営業秘密侵害の刑事事件で北京市の技術調査官に専門審査を委託した例や、北京市の検察機関が医薬企業の特許無効請求をめぐる行政紛争監督事件で天津市の技術調査官に新規性・進歩性の技術審査を依頼した例があり、知財検察実務の質と効率の向上につながっている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年2月24日)

[https://www.spp.gov.cn/zd gz/202602/t20260224\\_720116.shtml](https://www.spp.gov.cn/zd gz/202602/t20260224_720116.shtml)

### ★★★2. 新疆・バインゴリン自治州、知財保護で司法・行政が連携強化 情報共有体制を整備★★★

新疆ウイグル自治区のバインゴリン・モンゴル自治州中級法院、同州市場監督管理局、コルラ市法院および同州市場監督管理局はこのほど、知的財産権保護とビジネス環境の最適化をテーマとする

合同座談会を開催した。

会議では市場監督管理局が 2025 年度の知財行政法執行、侵害紛争の調停活動、企業の知財保護ニーズなどを報告し、特に地理的表示の権利保護や電子商取引分野における侵害取締りで直面する課題を共有した。これに対し、両法院は典型事例を踏まえ、証拠保全、侵害認定、損害賠償額の算定に関する裁判実務の経験を紹介した。

また、会議では行政と司法の連携強化に向けた複数の合意が形成された。具体的には、情報共有メカニズムの構築、法執行と裁判データの定期交換、手掛かり移送および事案協議制度の整備、企業訪問と普及啓発活動の共同実施などが含まれる。また、知的財産の迅速権利保護ルートを模索し、「行政調停+司法確認」による多元的紛争解決モデルを推進することで、企業の権利行使コストの低減を図る方針である。

(出典：最高人民法院公式サイト 2026 年 2 月 12 日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/489121.html>

### ★★★3. 「JOMOO 九牧」侵害訴訟、福建高裁が 600 万元の賠償命令 周知商標への便乗に厳罰★★★

福建省高級人民法院はこのほど、厨房・浴室設備大手の九牧厨衛股份有限公司（九牧社）が、広東九牧家居有限公司およびその下請け工場、販売業者らを相手取って提起した商標権侵害および不正競争訴訟の控訴審判決を言い渡し、一審判決を維持した。各被告に対し侵害行為の停止を命じるとともに、経済的損失と合理的費用を合わせて計 600 万元（1 元は約 22.7 円）の賠償を命じた。

九牧社は国内有数のキッチン・バス設備メーカーで、「JOMOO 九牧」商標は中国の「馳名商標」として認定されている。訴状によると、広東九牧家居は蛇口やシャワー製品、専売店、公式サイト、広告宣伝などで「九牧」表示を強調して使用し、消費者に混同を生じさせるおそれがあった。九牧社は 2023 年に提訴していた。

裁判所は、広東九牧家居の行為が商標権侵害および不正競争に該当すると認定した。さらに、下請け工場についても、同業者として「九牧」ブランドの高い知名度を認識し得た立場にありながら侵害製品の製造を請け負った点を重視し、信用への便乗という主観的悪意を認定、共同侵害の成立を認めた。

一審では、商標権侵害分として 500 万元、不正競争分として 100 万元の賠償を広東九牧家居に命じ、下請け工場および販売業者には各自の責任範囲で連帯賠償責任を負わせた。二審もこれを全面的に支持した。

本判決は三つの点で重要な司法指針を示した。第一に、周知商標に対する保護の防波堤を一段と強化し、「便乗」や「名声へのただ乗り」を明確に禁じた点である。第二に、ブランド保有者、製造者、販売者といったサプライチェーン上の各主体の責任範囲を具体的に画定し、産業構造の実態に即した責任分担を示した点である。第三に、商標権侵害部分について法定賠償額の上限である 500 万元を適用し、悪質かつ大規模な侵害行為に対する厳正な司法姿勢を鮮明にした点である。

(出典：中国知識産権資訊網 2026 年 2 月 11 日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=145528](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145528)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 文創ブームの陰で著作権侵害深刻化 最高検、AI 関連事件にも対応強化★★★

近年、中国では文化クリエイティブ（文創）グッズの人気が高まり、市場は活況を呈している。一方で、権利侵害や海賊版の問題が産業発展の足かせとなっている。

最高人民検察院がこのほど明らかにしたところによると、昨年 1～11 月に全国の検察機関が取り扱った著作権関連事件は 1434 件に上り、このうち著作権侵害の罪で起訴したのは 915 件、被告人は 1795 人であった。

文化クリエイティブグッズに関わる知的財産権侵害事件は同期間に 64 件を起訴した。中でも、人気アニメ映画「ナタ 魔童の大暴れ」に関連する事件が 20 件、アートブランド「POPMART（ポップマート）」に関連する事件が 13 件を占め、市場で注目度の高いコンテンツやブランドが侵害の標的となっている実態が浮き彫りとなった。

最高人民検察院知的財産検察庁の劉太宗副庁長は、人工知能（AI）生成物の著作権性と特許性、データ要素の属性と権利配分、アルゴリズムモデルの知的財産保護ルールなどの新たな課題が現行の知的財産法制度に大きな挑戦を突きつけていると指摘した。

同院の指導の下で処理された AI 技術を利用した新タイプの著作権侵害事件では、権利者作品の独創性および侵害作品との実質的同一性を的確に認定し、著作権侵害罪で公訴を提起した結果、被告 3 人に有罪判決が言い渡された。

最高人民検察院は今年も最先端分野に関する研究を一段と強化し、技術進展に歩調を合わせながら、新技術に関わる事件を法に基づき慎重かつ適切に処理していく方針である。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026 年 2 月 24 日)

[https://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/202602/t20260224\\_720114.shtml](https://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/202602/t20260224_720114.shtml)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中央企業の研究開発投資が 1.1 兆元 4 年連続で 1 兆元超★★★

中国の中央企業は 2025 年、国家イノベーション体系への全面的な統合を進め、イノベーション資源の集積、体制整備、活力向上に一層力を入れている。国務院国有資産監督管理委員会によれば、昨年の中央企業の研究開発投資は 1 兆 1000 億元（1 元は約 22.7 円）に達し、4 年連続で 1 兆元を超えた。

研究開発投資の対 GDP 比率は 2.86%、研究開発人員は 144 万人に上る。これまでに国家級の研究開発拠点を 474 カ所整備した。また、産学研の連携によるイノベーション協働を推進し、組織再編を経た研究機関 8 機関が試行的に業界共通技術研究センターを設立した。科技成果の実用化拡大プロジェクトも進展しており、134 の実証・試験プラットフォームが計 291 件の専門サービスを提供している。重要な革新的成果も相次いで創出されている。

今年は、高品質な技術供給の拡充、成果の迅速な実用化の推進、高度なイノベーション環境の整備に引き続き注力する方針である。自主的・独創的イノベーションを強化し、科学技術の自立と科技強国の実現を支えるとしている。

(出典：中国政府網 2026年2月19日)

[https://www.gov.cn/lianbo/202602/content\\_7058209.htm](https://www.gov.cn/lianbo/202602/content_7058209.htm)

### ★★★2. 北京・天津・河北、「双五星」特許技術リスト公表 中小企業とのマッチング促進★★★

北京・天津・河北の知識産権局はこのほど、重点産業を対象とする「双五星（ダブル五つ星）」特許技術リストと、知的財産イノベーション連合体の推薦リストを共同で公表した。大学や研究機関が保有する既存特許を中小企業へ橋渡しし、実用化を後押しするのが狙いである。

「双五星」特許とは、大学や研究機関が自己評価で五つ星と認定したうえで、さらに1社以上の企業からも五つ星水準と評価された特許を指す。技術的完成度と市場性の双方を備えた有望案件を選別する仕組みである。

3地の知識産権局はAIの大規模モデルを活用し、域内11の特色産業に属する中小企業400社超に対し、重点産業分野の「双五星」特許626件を抽出して提示した。技術の供給側と需要側を効果的に結び付けるマッチング体制も整備している。

また、イノベーション連合体の推薦リストでは、全国の関連分野に属する大学・研究機関270機関と、関連産業の事業主体約900社を選定した。あわせて1,600件を超える高価値特許を整理し、知的財産イノベーション連合体の早期立ち上げや、重点産業における特許プールの構築に向けた選択肢を提示している。

今後、3地は連携を一段と強化し、重点産業分野における知財協力の枠組みを拡充する方針である。北京を中核とする国際的な科学技術イノベーション拠点の形成を、知的財産面から支える構えである。

(出典：国家知識産権戦略網 2026年2月13日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57137>

## ○ 統計関連

### ★★★1. 高価値特許229万件、7割が戦略的新興産業 技術基盤強化が進展★★★

中国国家知識産権局が公表した最新統計によると、中国国内の有効特許件数は532万件に達し、500万件を超えた世界初の国となった。最初の100万件達成までには31年を要したが、400万件から500万件への到達、すなわち5番目の100万件の積み増しは約19カ月で実現しており、近年のイノベーション活動の加速ぶりが際立っている。

特許の創出は、中国が科学技術分野における高水準の自立自強を進める上で重要な基盤である。昨年末時点で国内の高価値特許保有件数は229万2000件に上り、このうち約7割が戦略的新興産業分野に集中している。

分野別では、人工知能(AI)関連特許が世界全体の約6割、ロボット関連特許が約3分の2を占め

るなど、先端技術分野での存在感が高まっている。さらに、グリーン・低炭素技術に関する PCT（特許協力条約）に基づく国際特許出願の公開件数は、長年にわたり世界首位を維持している。これらの成果は、新たな質の生産力を育成する上での重要な支えとなっている。

「知的財産を守ることは、イノベーションを守ることである」という認識の下、中国の知財保護環境の整備も着実に進む。今年 1 月末時点で、外国出願人による中国国内の有効特許保有件数は 92 万 2000 件を超えた。外資系企業の参入と権利取得が広がる中、中国の知的財産制度の継続的な改善を実感する企業が増えており、知財保護体制に対する信頼の高まりを示す結果となっている。

(出典：中国政府網 2026 年 2 月 26 日)

[https://www.gov.cn/lianbo/202602/content\\_7059703.htm](https://www.gov.cn/lianbo/202602/content_7059703.htm)

### ★★★2. 特許集約型産業が GDP の 12.7%に 重慶、知財活用で成長加速★★★

重慶市でこのほど開催された知的財産権活動会議で、「十四五」（第 14 次 5 カ年計画、2021～2025 年）期間中に同市の知財創出が量・質ともに大きく向上したことが明らかになった。

人口 1 万人当たりの高価値特許保有件数は 10.37 件に達し、「十三五」末の 2.8 倍となった。PCT 国際特許出願の累計は 4100 件を超え、倍増を実現した。有効登録商標は 93 万件を突破し、地理的表示商標は 301 件、地理的表示製品は 70 件に上るなど、ブランド資源の蓄積も着実に進んでいる。

知的財産の活用面でも成果が見られる。大学・研究機関の特許実施・移転率は 10.2%まで上昇し、「一对多」の特許開放許諾件数は全国第 2 位となった。西部地域初の国家級地域知的財産権運営センターを設立したほか、スマート設備およびバイオ医薬分野で国家級の産業知財運営センターの建設も認可されている。

特許集約型産業の付加価値額が GDP に占める割合は、2020 年の 9.8%から 2025 年には 12.7%（予測値）へと上昇し、特許集約型製品の登録件数は全国 8 位を記録するなど、知的財産が地域経済・産業の高度化と競争力強化に確実に寄与している状況が示された。

(出典：国家知識産権網 2026 年 2 月 12 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/12/art\\_57\\_204609.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/12/art_57_204609.html)

### ★★★3. 中国の研究開発費 3.9 兆元超 R&D 比率 2.8%で OECD 平均上回る★★★

中国の 2025 年の研究開発（R&D）費は 3 兆 9262 億元（1 元は約 22.7 円）に達し、対国内総生産（GDP）比で 2.8%となった。前年から 0.11 ポイント上昇し、初めて経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均水準を上回った。

「十四五」（第 14 次 5 カ年計画、2021～2025 年）期間中、R&D 投入は年平均 10%の伸びを維持し、投入強度は累計で 0.44 ポイント上昇した。2012 年に 1 兆元、2019 年に 2 兆元、2022 年に 3 兆元を突破し、2025 年には 4 兆元に迫る水準まで拡大した。持続的な投資拡大が全体のイノベーション創出を後押ししている。

R&D 投入強度（GDP に占める研究開発支出の割合）は 2012 年の 1.91%から大きく上昇し、2025 年には 2.8%に達した。科学技術分野への継続的な投資により、中国は技術の追従者から世界のイノ

バージョンに重要な役割を果たす存在へと転換しつつある。

とりわけ基礎研究費の伸びが顕著で、2025年の全R&D費に占める割合は7.08%と過去最高を記録した。長期的視野に立った研究基盤の強化が進んでおり、より質の高い持続可能な成長を志向する戦略が鮮明になっている。

(出典：中国政府網 2026年2月10日)

[https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202602/content\\_7057567.htm](https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202602/content_7057567.htm)

=====

**【配信停止】**

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

**【新規登録・配信先変更】**

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_beijing/mail.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html)

**【バックナンバー】**

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

**【ご感想・お問い合わせ】**

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：[pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

**【著作権】**

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

**【免責】**

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

**【発行】**

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved